

## 第2回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和5年8月25日（金） 午前10時25分
- 2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
  - 日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
  - 日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 日程第 8 議案第 5号 令和5年度岩手県農業委員会大会における要請事項（案）の決定について
  - 日程第 9 報告第 1号 第2回農政小委員会の報告について
  - 日程第10 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
  - 日程第11 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 日程第12 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員
  - 1番委員 新田 義修
  - 2番委員 吉清水 秀明
  - 3番委員 主濱 学
  - 4番委員 佐藤 恵一郎
  - 5番委員 熊谷 喜彦
  - 6番委員 高橋 敏彦
  - 7番委員 勝田 徹
  - 8番委員 太田 豊
  - 9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

  - 中部地区担当 小山田 正幸
  - 西部地区担当 桑原 和男 以上2名
- 5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	高橋 昂希

開会時刻 令和5年8月25日（金） 午前10時25分

佐々木事務局長 只今より第2回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。  
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 暑い方は上着を取られても構いません。  
只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては3番主濱学委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。  
書記には事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第2回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年7月20日から令和5年8月25日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第1回総会開催日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書は5ページから9ページまでをご覧ください。

整理番号1番の借受者は岩手町に農地を所有しており滝沢市には新規での参入となります。自宅から農地までは車で5分と近く、トラクターでの移動も問題はありません。なお、借受者は息子と同居しており、息子は令和6年から岩手県の新規就農予定者向けの農業研修制度を活用予定で、終了後は国の農業次世代人材投資資金を活用し専業での就農を考えており、岩手県農業改良普及センターの新規就農担当とも面談済みです。いずれ借受者の後継者として独立就農をすることとなります。

整理番号2番はコンビニエンスストア建設予定地に隣接している農地を買い受ける案件です。現地には野菜を作付予定となっております。なお本件は狭小な農地の所有権移転も含まれておりますが、今後についても申請者の意向どおり農地として適正に活用されていくことを期待します。

以上より整理番号1番及び2番については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、小山田正幸推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員

推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年8月18日に佐藤農業委員と桑原推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番の現地は、多少草が生えている所もありましたが、全体としてはいつでも農地として利用できるよう管理されておりました。

整理番号2番の現地は、コンビニエンスストア建設予定地に隣接している狭小な農地でありましたが、いつでも耕作できる状態に管理されておりました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番は7番勝田徹委員が該当します。

それでは議案第2号を審議します。議事参与の制限があります7番勝田徹委員の退席を求めます。

(7番勝田徹委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第2号について補足説明させていただきます。議案書は11ページ及び12ページをご覧ください。

案件は所有権移転が1件となっています。整理番号1番は自身が所有している農地に隣接している農地を買い受ける案件です。本案件の農地は大釜地域で進められている地域集積協力金事業の対象農地であり、所有権移転後は農地中間管理機構を活用し自ら耕作する予定です。

以上、議案第2号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤農業委員にお願いします。

佐藤農業委員 農業委員の佐藤です。それでは私の方から議案第2号について、ご報告申し上げます。

議案第2号の農地につきましては、いつでも農地として活用でき

る状態であることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。  
7番勝田徹委員の入場を許可します。

(7番勝田徹委員入場)

議長                   7番勝田委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査             それでは私の方から議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は14ページから16ページまでをご覧ください。  
整理番号1番及び2番は共に作業受託していた農地に権利を設定する案件です。いずれの農地も現在進められている大釜地域における地域集積協力金事業の対象となっております。  
以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長                   本案件の現地調査報告を佐藤農業委員にお願いします。

佐藤農業委員 農業委員の佐藤です。それでは私の方から議案第3号について、ご報告申し上げます。

議案第3号整理番号1番及び2番の農地につきましては、いずれの農地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は18ページ及び19ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、鶴飼小学校から北東へ約350メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み農

地、北側及び西側は宅地、南側は道路を挟み宅地になっており、現地は碎石が敷かれている他、雑木が生えており、長年に渡り駐車場や資材置場等として使用されていた様子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第8、議案第5号、令和5年度岩手県農業委員会大会における要請事項(案)の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査       それでは、議案第5号、令和5年度岩手県農業委員会大会における要請事項(案)の決定についてを説明させていただきます。議案書は21ページから25ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長                   ここで関連がありますので、日程第9、報告第1号、第2回農政小委員会の報告について、農政小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長       農政小委員会委員長の高橋です。それでは私の方から、第2回農政小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は27ページをご覧ください。

第2回農政小委員会は、8月21日に農政小委員会委員5名が出席し、令和5年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実に関する要請事項について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、事前の徴収により

農業委員及び推進委員から提出を受け取りまとめた提案内容等から事務局が作成した要請事項案の草案を基に検討した結果、草案に沿った内容をもって本会による要請事項案として、総会に提案することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

新田農業委員       1番新田です。要請項目でもっと強調するという所に丸が付けられているものが、水田活用の推進の中の水田活用直接支払交付金の所のみになっているのですけれども、その次の農業委員会組織の事務局体制の充実強化の2番目の項目の特にタブレット端末の活用等の所は、ぜひもっと強調するという方にさせていただきたいと思っております。実際に農地パトロールに行ってみたら、新しいタブレット端末の方は電波が届かなかったりしてまだまだ課題があるなど思いました。今回は従来のシステムのタブレットの方もあったので何とかかなりでしたが、その辺りは全国统一なのでなかなか変えられないとは思っているのですけれども、岩手県の中でも恐らく滝沢市農業委員会はこういった点の取り組みに対しては一步進んでいると思えますし、特に事務局職員の人達にもタブレット端末が1人に1台使えるように用意していただかないと、私達だけが持っても事務局の人達が使うことのできる状況にないと委員の方でタブレットの使用にあたって困り事があった時に直ぐには相談に乗ってもらえないことも考えられますので、ここは強くお願いして用意してもらえることになるよう、もっと強調するという方にさせていただければと思います。以上です。

細川主任主査       要請項目の取扱に関するそれぞれの選択理由については、最初にご説明しましたように事前にいただいた回答の多数決の結果を重視しました結果もっと強調するという所に当てはまったものが水田活用直接支払交付金の項目のみであったというものであり、特にも転作の交付金の考え方が変わったという事で農業関係者の間に危機感が広がっているということからそのような選択されたのではないかと受け止めております。一方、新田委員からご提言いただいたタブレットの運用について、記載のある農業委員会組織の事務局体制の充実強化の項目の2番目の所をもっと強調するという方に変えてはどうかということをございましたけれども、タブレットの部分は導入が実現したばかりということから、現状として直ぐに見直し等が行われるようなことは考えにくいというところもございますので、こちらにつきましては事務局や農業会議等においてタブレットの運用面の改善や向上についての別途要望は重ねてまいりたいとは考えているところではございまして、こちらをもっと強調するという方に変更するかどうかという点となりますと、ここでは委員さん方か

ら集まりました回答ではもっと強調するという方を選択する方も多くて議案にある継続するという方との間で意見が拮抗した様なものではございませんでしたので、今回は継続するという方を選択はするものの、個別具体的なものについては新田委員のご意見の内容も含めて農業委員会大会に限らず地方協議会等の話し合いの場等を通じて抜き出すような形で議題や話題等としてお話をさせていただき、その中で最終的にどのような対応を採っていくかということは農業会議や各市町村の事務局等と調整して対応させていただきたいと考えてまして、ここでは原案のとおりとさせていただきたいと考えているところでございます。

新田農業委員 1番新田です。事情はよく分かりました。事務局からもそのような声を出していただくということはもちろん必要だと思いますけれども、私達農業委員、推進委員からも意見、要望を出してあげないと、なかなか国側の仕事が進まないというか、要望が通らないのではないかと思ったところなのですが、高橋委員長はその点どのようにお考えになるでしょうか。

高橋委員長 この議案にある表の見方についてなのですけれども、このもっと強調する、継続するというものは、これまで行ってきた要請事項に対してさらに強調するかしないかということであり、これまでの要請に対してタブレットの導入が実現した訳ですから、一歩進みましたということで引き続き現状の取り組みは継続しますけれども、具体的に継続にあたって付け加えるべき内容やより強調表現すべき内容は説明文書の中では記載しておりますので、実は私も強調する方に丸をした方なのですが、その理由となる内容については表の右端にある具体的な内容を記載する所には付け加えさせていただいております。そのうえで提案内容等をどのように取り扱うかは、農業会議や農業委員会大会等で決まるとは思いますけれども、この中では委員へのタブレットの配布であるとか、せっかくハードが入ったものの十分に機能していないと言いますか、現地の電波が弱いという問題も含めてソフトの面等を中心に運用が追い付いていないということを強調するため、その具体的な内容を付け加えて提案させていただくという形になっておりますので、新田委員のご懸念の内容はこの中に既に含まれているという風に私は委員長として考えております。以上です。

議長 よろしいですか。  
その他にはございますか。

太田委員 8番太田です。一つ確認なのですが、先程話がありましたように農地パトロールを行った際にタブレットを使ってみた訳ですが、やはり電波の関係だと思いますが上手く機能しませんでした。

その際耳にした中で、契約しているのはソフトバンクでその回線を利用しているタブレットということですが、よくよく考えてみますとこの辺も含めた山間部でソフトバンクの基地局というのは元々そんなに多くない訳でありまして、この点は今後大きな障害になるのではないかと危惧しておりました。以上です。

細川主任主査 只今の太田委員のご意見の中で、まずはソフトバンクなので通信ができなかったと言う事でございましたけれども、同じ担当地域の他の委員さんからも同様のご指摘をいただいているところでございますし、他の担当地域の委員さん方からもデータの通信が上手く繋がらずに結果の入力や更新には大変難儀したという声も多数いただいておりますので、そういった点につきましては農業会議等を通じまして大本となっております全国農業会議所のシステムの問題点として提案し改善を求めてまいりたいと考えております。また、一方でこのシステム導入とソフトバンクの回線契約とは全国一律でセットとして進められてきた経緯がございますので、その点につきましては先の問題点の提案と併せまして同じような思いをしている市町村が恐らく多くあるものと思われまことに、それらの市町村とも一緒になって声を上げることで、コスト等の課題もあると思われまことにドコモ等の他の通信キャリア等に変更が可能かどうかも含めて検討がなされていくものと思われまことに、改善に必要な情報は私共も積極的に伝えてまいりますとともに、何か動きがございましたら都度速やかに委員の皆様にもお伝えしてご意見等も伺ってまいりたいと考えているところでございます。

議長 太田委員よろしいでしょうか。  
その他にはございますか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、日程第11、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第12、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書28ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第2回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年8月25日（金） 午前11時00分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 3 番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 4 番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和5年8月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一